

○奈井江町中小・小規模企業振興基本条例

令和7年6月20日条例第11号

奈井江町中小・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本町の中小企業及び小規模企業（以下「中小企業等」という。）が、本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し基本理念を定め、町の責務、中小企業者等及び商工会の役割等を明らかにするとともに、中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進することにより、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 商工会 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会であって、町内に事務所を有するものをいう。
- (3) 金融機関 信用金庫、信用組合その他の金融業を行う者であって、町内中小企業者等と取引を行うものをいう。
- (4) 町民等 町内に居住する者、町内で働く者、町内で学ぶ者及び町内で事業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業等の振興は、中小企業等が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的な認識の下、中小企業者等の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、中小企業者等の持続的な発展が図られるよう、国、北海道、商工会及びその他関係機関と協力連携して推進することを基本とする。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、中小企業等の振興に関する施策を講ずるものとする。

- 2 町は、中小企業等が地域経済の発展並びに町民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ、豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、町民等の理解が深まるよう努めなければならない。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、基本理念に基づき、社会経済情勢の変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業者等は、町が実施する中小企業者等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、商工会への加入に努めるものとする。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、基本理念に基づき、中小企業等の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の協力)

第7条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業者等の経営努力を支援するよう努めるとともに、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民等の理解及び協力)

第8条 町民等は、基本理念に基づき、中小企業等の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備及び地域の生活環境の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、町が実施する中小企業等の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第9条 町は、第3条に定める基本理念により、商工会、金融機関等と連携し、中小企業等の経営の向上及び改善を図るため、次の施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の安定及び革新に関する施策
- (2) 経営基盤の整備に関する施策
- (3) 人材の育成及び確保並びに雇用の安定に関する施策
- (4) 事業の承継の促進に関する施策
- (5) 新商品又は役務の創出に関する施策
- (6) 起業支援に関する施策
- (7) 資金調達の円滑化に関する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める施策

(財政措置)

第10条 町は、中小企業等の振興に関する施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

(施策の公表)

第11条 町は、中小企業等の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。